

大分県地域強靱化
アクションプラン 2019

令和元年 7 月

目 次

(頁)

第 1 章 大分県地域強靱化アクションプランの位置づけと構成	P1
第 2 章 各プログラムの推進計画等	P6
第 3 章 プログラム推進のための主要施策	P37
別表 1 大分県地域強靱化計画アクションプラン 2018 進捗状況及び評価	P52
別表 2 達成された代表的な指標	P53
別表 3 大分県地域強靱化計画アクションプラン 2019 実施事業計画整理表	P54
別紙 プログラムごとの脆弱性評価結果	P58

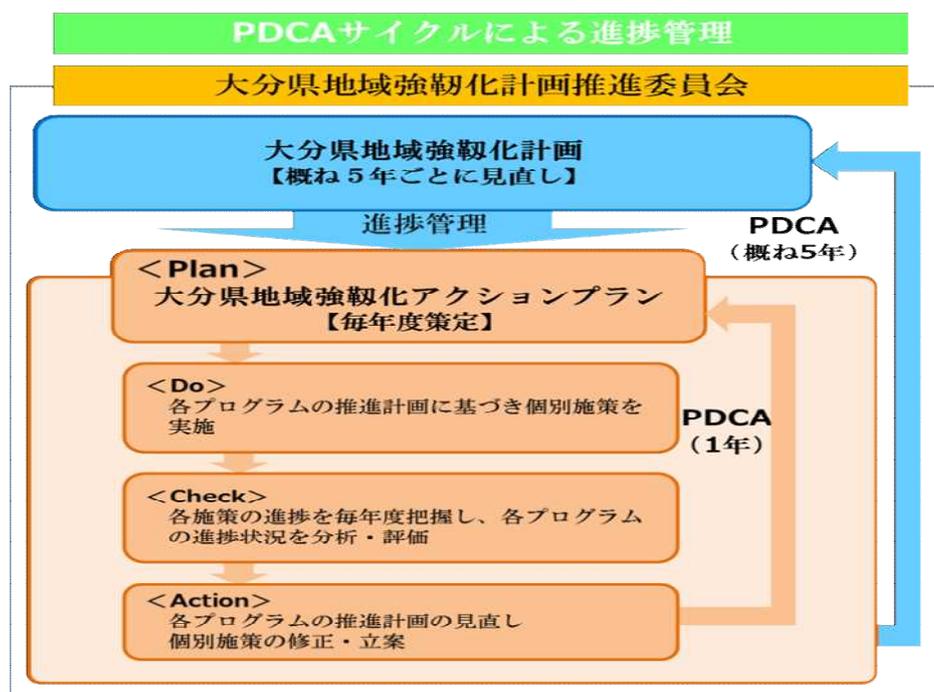
第1章 大分県地域強靱化アクションプランの位置づけと構成

1 大分県地域強靱化アクションプランの意義

大分県地域強靱化計画(以下「地域計画」という。)は、概ね5年ごとに見直すこととしており、その間の着実な推進のためには、PDCAサイクルによるプログラムの進捗管理が極めて重要となる。具体的には、プログラムを構成する各施策の進捗を毎年度把握し、それを基に各プログラムの進捗状況を分析・評価し、当該評価結果により見直した各プログラムの推進計画に基づき、個別の施策を修正・立案・実施することとする。

このため、プログラムごとの脆弱性評価及び各種施策の進捗状況を踏まえ、各プログラムの推進計画、プログラム推進のための主要施策を明らかにした「大分県地域強靱化アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を定める。

プログラムの進捗状況の分析・評価は、大分県地域強靱化計画推進委員会のもと、地域計画で示された目標や「起きてはならない最悪の事態」等を念頭に置き、当該プログラムを構成する各施策の指標の進捗及び実施結果の分析を基に、施策間の関連性等を十分に考慮し、総合的かつ施策分野横断的に実施されなければならない。

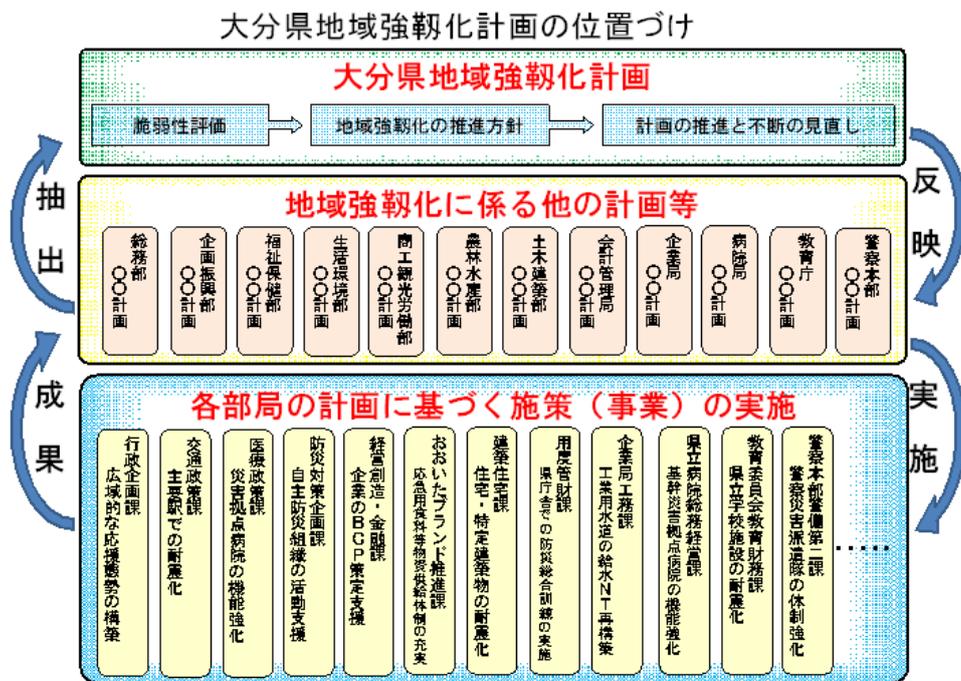


プログラムの進捗状況の分析・評価にあたって念頭に置くべき目標等は、次表のとおりである。

【大分県地域強靱化計画】

- 災害等の発生に対する4つの基本目標
- 大規模自然災害を想定した8つの「事前に備えるべき目標」
- その妨げとなる35の「起きてはならない最悪の事態」
- 重点化すべきプログラムに係る16の「起きてはならない最悪の事態」

《参考 大分県地域強靱化計画の位置付け》



大分県地域強靱化計画は、南海トラフ地震やこれまで経験したことのない集中豪雨など大規模自然災害によって重大な危機が実際に発生した場合においても、本県が十分な強靱性を発揮できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進していくため、地域強靱化に係る県の他の計画等の指針となるもの。

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られること II. 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1) 住宅・特定建築物・交通施設等の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	
		1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
		1-3) 異常気象等による度重なる市街地等の浸水	
		1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	
		1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療、福祉支援活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
		2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
		2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-4) 救助・救急、医療、福祉支援活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
		2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	
		2-6) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺	
		2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1) 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
		3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1) 情報通信の麻痺・長期停止	
		5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
			5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4) 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	5-5) 食料等の安定供給の停滞		
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1) 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止		
	6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止		
	6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
	6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態		
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1) 市街地での大規模火災の発生		
	7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生		
	7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺		
	7-4) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
	7-5) 有害物質の大規模拡散・流出		
	7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-4) 高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-5) 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		

※網掛けは、16の重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

2 アクションプランの構成

(1)各プログラムの推進計画等

大規模自然災害により生じかねない「起きてはならない最悪の事態」に対しては、部局が連携して施策を実施することが重要であることから、施策を立案・推進する際には、当該施策分野ごとの視点に加え、「起きてはならない最悪の事態」を回避するという視点から、施策分野横断的に実効性・効率性のあるものとする必要がある。

このため、毎年度各プログラムの進捗状況を総合的に分析・評価を行い、その結果を踏まえ推進計画をとりまとめることとする。

また、各種施策の進捗状況を確認するための代表的な指標については、「基礎値→現状値→目標値」を明記し、施策の実現に向けた課程の可視化を図っている。

(2)プログラム推進のための主要施策

「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの推進のため取り組むべき主要施策について、施策分野ごとに整理する。新たな施策連携、施策の深まり、プログラムの進捗等に応じて毎年度見直すこととする。

(3)プログラムごとの各施策の進捗状況及び評価(別表 1)

地域計画の推進にあたり、各施策を効果的・効率的に進めるためには、「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムごとの施策の進捗状況を毎年度把握・評価し、PDCA サイクルにより各施策の見直しや新たな施策の追加を行っていくことが重要である。

また、施策の進捗管理は、施策ごとのわかりやすい指標により行うことで、県民の理解を深める上でも有効であると考えられることから、プログラムごとに設定した「代表的な指標」で行うこととする。

(4)達成された代表的な指標(別表 2)

地域計画が 5 年目を迎え、これまで数多くの取組がすでに達成された。しかし、達成済の代表的な指標は一つの通過点であり、残された課題を検証し、次期計画の目標設定に反映させる。

3 「平成 29 年以降の大規模自然災害等」を踏まえた重点的な取組

平成 29 年 5 月に発生した豊後大野市朝地町綿田地区地すべりや 7 月の九州北部豪雨、9 月の台風第 18 号に対しては、国、県、市町と民間が連携して対策に取組、迅速な復旧を進めている。また、昨年 4 月に発生した中津市耶馬溪地区の斜面崩壊や平成 30 年 7 月豪雨への対策も含めて、国土強靱化に関する「昨年の大規模自然災害等を踏まえた重点的な取組」は次のとおりである。

【平成 29 年以降に発生した大規模自然災害を踏まえた重点的な取組み】

- 異常気象等による市街地等の浸水対策
 - 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による死者の発生防止
 - 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で発生する死傷者の防止
 - 孤立集落等の同時発生の防止
 - ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生防止
 - 有害物質の拡散・流失防止
 - 農地・森林等の荒廃を防ぐことによる被害拡大の防止
 - ボランティアの力による早期復旧の促進
 - 広域・長期の浸水被害の発生による復旧・復興の遅れの防止
- ※具体的な事業名については、別表3に整理

4 「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を踏まえた重点的な取組

近年激甚化している災害により全国で大きな被害が頻発している状況から、重要インフラの緊急点検を行った。特に緊急に実施すべき対策として国土強靱化に関する「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策を踏まえた取組」は次のとおりである。

【防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を踏まえた重点的な取組】

- ・広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生防止
- ・異常気象等による市街地等の浸水対策
- ・大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生防止
- ・情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生防止
- ・孤立集落等の同時発生の防止
- ・情報通信の麻痺・長期停止の防止
- ・広域交通ネットワークの分断等、基幹陸上交通ネットワークの機能停止の防止
- ・食料等の安定供給の停滞の防止
- ・地域交通ネットワークが分断される事態の防止
- ・海上・臨海部の広域複合災害の発生防止
- ・ため池、ダム、防災施設等の村か・機能不全による二次災害の発生防止
- ・農地・森林等の荒廃による被害の拡大
- ・高速道路等の期間インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態の防止
- ・広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興の遅れが生じる事態の防止

※具体的な事業名については、別表3に整理

第2章 各プログラムの推進計画等

第1章で整理したプログラムごとの脆弱性評価の結果及び各種施策の進捗状況を踏まえた、各プログラムの推進計画は次のとおりである。

これらの推進にあたっては、プログラムが部局横断的な施策群であり、いずれも、複数の部局が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、国・市町村の理解と協力を求めつつ、関係者間で代表的な指標等の具体的数値指標に係るデータを共有するなど、推進計画に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

なお、重点化した16のプログラム(以下で※が付いたプログラム)については、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、目標のさらなる早期達成、目標の高度化等を含め、特に取組の推進に努めるものとする。

～ 凡 例 ～

各計画及び指標の横に記載する【 】内の文字は、各施策を所管する担当部局を省略記載したもの。

【総務】総務部、【企画】企画振興部、【福祉】福祉保健部、【生環】生活環境部、
【商労】商工観光労働部、【農水】農林水産部、【土木】土木建築部、
【会計】会計管理局、【企業】企業局、【病院】病院局、【教育】教育委員会、
【警察】警察本部

※部局名は、平成31年4月26日現在

【個別プログラムの推進計画】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

※1-1)住宅・特定建築物・交通施設等の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

《 代表的な指標について 》

- 数値等は、【基礎値】→【現状値】→【目標値】で表示している。
- 代表的な指標として掲載した現状値は、（ ）内の年度末時点で把握されているものである。
- 代表的な指標の先頭の「★」印は、現状値が目標値に達していることを示している。

- 住宅・建築物等の耐震化について、県民への啓発活動とともに、住宅耐震化補助制度による支援や、ホテル・旅館等の耐震診断義務付け建築物に対する耐震改修補助制度による支援など、耐震化の目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する。また、吊り天井などの非構造部材、県営住宅等のガス配管及び倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策を推進する。【生環】【土木】【教育】
- 特に、避難所等にも利用される官庁施設、学校施設、病院、社会福祉施設等については、耐震化を着実に推進する。【福祉】【土木】【教育】
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の対策や交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化を促進する。【企画】【土木】
- 大規模な火災の可能性がある重点密集市街地等について、防災拠点へのアクセス強化のため、都市の骨格となる街路等の整備を実施する。また、避難場所となる都市公園を計画的に更新・補修するとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安全・安心な都市空間の形成に取り組む。【土木】
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力の向上を図る。【企画】【福祉】【生環】【土木】【会計】【病院】【教育】【警察】

(代表的な指標)

【企画】耐震化が完了した主要駅(1日あたり乗降者1万人以上)

1駅(H26)→1駅(H30)→2駅(R03)(全施設2駅)

【土木】改善した重点密集市街地の面積

15.2ha(H26)→ 21.8ha(H30)→ 26ha(R01)

【福祉】災害拠点病院の耐震化率

92%(H26)→ 93%(H30)→ 100%(R01)

【福祉】社会福祉施設の耐震化率

92%(H26)→ 96%(H30)→ 100%(H30)

【福祉・生環・教育】私立学校、県立学校の耐震化率

私立:89.7%(H26)→ 97.2%(H30)→ 100%(H30)

県立:99%(H26)→ 100%(H27)

【土木】住宅・特定建築物の耐震化率

住宅:72%(H23)→ 75%(H25)→ 82%(R02)

特定建築物:85%(H24)→ 89%(H30)→ 94%(R02)

【土木】無電柱化の整備延長

65.0km(H25)→ 69.4km(H30)→ 74.0km(H30)

【土木】吊り天井耐震化された県有施設

0棟(H26)→ 9棟(H30)棟→ 14棟(R07) (全施設 14棟)

【土木】ガス管の耐震化がなされている県営住宅

385棟(H26)→ 419棟(H30)→ 458棟(R02) (全施設 458棟)

※1-2)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 関係機関が連携して護岸補強等ハード対策の着実な推進と地域津波避難行動計画に基づいた避難訓練等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。例えば、人口・機能が集積する臨海部産業地域や津波等に対する脆弱性を有する農業漁業地域において、低頻度大規模津波に対してハード・ソフト対策等を総合した津波避難対策を検討する。【生環】【農水】【土木】【教育】【警察】
- 波浪・高潮被害に対して整備を進めていた海岸保全施設等について、比較的発生頻度の高い津波についても、施設整備の推進を図る。【農水】【土木】
- 津波などの災害から避難を確実にを行うため、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備に併せた無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める。【生環】【土木】【教育】
- 河川・海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。【農水】【土木】

(代表的な指標)

【農水・土木】海岸保全施設の整備延長

24.0km(H26)→ 27.0km(H30)→ 27.2km(H30) (海岸保全施設全延長 212.1km)

※1-3)異常気象等による度重なる市街地等の浸水

- 水害を未然に防止し、被害を最小限にするために、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策に取り組む。【生環】【農水】【土木】
- 河川改修やダム建設などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う。また、河川内樹木伐採や河床掘削など、短時間で治水安全度の向上が図れる対策については、令和2年度までを目途に集中的に実施する。【農水】【土木】
- 排水機場や管渠等の排水施設の整備を推進する。また、過去に浸水被害が発生した河川の浸水被害の解消及び軽減に引き続き取り組む。【農水】【土木】
- これまで関係市町村が洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取組を行ってきたが、今後も分かりやすい情報を提供し、県内の市町村や地域が一体となった洪水避難対策を推進する。また、浸水実績のある地区などを持つ市町村について、内水ハザードマップの作成・公表の取組を推進する。【福祉】【生環】【土木】【教育】
- 国、県、市町からなる「大規模氾濫に関する減災対策協議会」で、大規模水害に対し、「迅速な避難行動」、「地域経済への影響の最小化」を目指し、流域ごとの取組を推進する。【生環】【土木】
- 激甚化・頻発化する豪雨や台風災害への対策を推進していくため、最新の降雨状況や地域の特性を反映させた雨量統計の解析を踏まえ、抜本的な治水対策に向けて取り組む。【土木】

(代表的な指標)

【土木】浸水対策が行われた地区数

30 地区(H26)→ 74 地区(H30)→ 86 地区(R01)

【土木】内水ハザードマップを作成・公表した市町村の数

5 市(H26)→ 6 市(H30)→ 7 市(R01) (全 7 市)

【土木】水防法の改定に伴い新たに洪水浸水想定区域図を作成した箇所数

0箇所(H28)→ 94箇所(H30)→ 94箇所(H30)

(0市町) (16市町) (16市町)

【土木】下水道による都市浸水対策達成率

1.5%(H26)→ 48.5%(H29)→ 52.0%(R05)

※1-4)大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

- 火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ハード対策とソフト対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害の軽減(減災)を図る。【土木】
- 火山噴火災害に対して、適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山防災協議会における検討を通じて、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進する。【生環】【土木】
- 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域の指定の取組を加速する。また、土砂災害対策事業を着実に進めるほか、市町村との連携を強化し、危険住宅の移転に関する施策、災害情報の発信を強化する施策や危険箇所の点検を実施する。
【土木】
- 農業用ダムは、地震等で決壊した場合甚大な被害が想定されるため、機能保全計画に基づき施設の維持・補修を計画的に行う。また、ため池の計画的な整備(ハード事業)を実施するとともに、地域住民と連携したハザードマップ作成等ソフト施策による減災対策にも取り組み、地域防災力の強化を図る。【農水】
- 山地災害危険地区について、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせて推進する。【農水】
- 災害の発生が懸念される尾根や急傾斜地、河川沿いの人工林を中心に間伐や広葉樹林化など災害に強い森林づくりの施策を実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止施設等の整備を推進する。【農水】
- 市町村、地域と連携し土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難対策を推進する。【福祉】【生環】【土木】【教育】

(代表的な指標)

【農水】ため池のハザードマップを作成した箇所数

435 箇所(H27)→ 536 箇所(H30)→ 606 箇所(R01) (防災重点ため池 1,112 箇所)

【農水】山地災害危険地区の整備地区数

2,060 地区(H26)→ 2,172 地区(H30)→ 2,209(R05) (山地災害危険地区 6,901 箇所)

【土木】土砂災害危険箇所整備率

28.7%(H26)→ 29.5%(H30)→ 32.1%(R06)

【土木】土砂災害警戒区域指定率

21.3%(H26)→ 67.6%(H30)→ 100%(R02)

※1-5)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 防災行政無線の整備、全国瞬時警報システム(Jアラート)や災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の伝達や提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による、県民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化・多言語化を着実に推進する。併せて、避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集・県民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。【生環】【土木】【警察】
- 多様化が進められている様々な情報収集・提供手段により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、これらを担う自主防災組織など地域コミュニティの機能の強化を図る。【福祉】【生環】【土木】
- 国、県、市町からなる「大規模氾濫に関する減災対策協議会」で、大規模水害に対し、「迅速な避難行動」、「地域経済への影響の最小化」を目指し、流域ごとの取組を推進する。【生環】【土木】
- 河川水位情報等を災害時(停電等)でも適切に提供できるための観測機器設備改修や避難行動の判断情報となる河川カメラ整備などを実施する。【土木】

(代表的な指標)

【生環】県民安全・安心メールの登録者数

22,251 人(H26)→ 27,043 人(H30)→ 30,000 人(H30)

【生環】災害対応支援システムの構築

防災関係機関の情報共有や県民向け防災ポータルサイトによる情報提供
(H30)

【土木】危機管理型水位計の設置

0 基(H29)→ 46 基(H30)→ 46 基(H30)

【土木】水防法の改定に伴い新たに洪水浸水想定区域図を作成した箇所数《再掲》

0 箇所(H28)→ 94 箇所(H30)→ 94 箇所(H30)

(0 市町) (16 市町) (16 市町)

【土木】土砂災害情報提供強化

雨量・水位、土砂災害危険度情報ホームページのサーバ増設(H30)

【土木】土砂災害情報提供強化

消防団を対象にした土砂災害に関する出前講座開催数

0 回(H29) → 17 回(H30)→ 18 回(H30)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療、福祉支援活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

※2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【農水】【土木】
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。
【総務】【生環】【農水】【土木】
- 水道施設の耐震化の取組が遅れている市町村に対し、講習会等を開催して、耐震化診断の取組並びにアセットマネジメント及び水道料金の見直し等による耐震化費用の確保を指導し、耐震化を促進する。【生環】
- 大分県石油商業組合と締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」に基づき、国の補助事業を活用して中核給油所(31 箇所)と小口配送拠点(11 箇所)の備蓄体制整備を進めるとともに、緊急車両の優先供給の体制を強化する。【商観労】
- 災害時における生活必需物資の不足が発生することがないように、民間事業者との物資調達・供給確保等の協力協定の締結先の更なる拡大を図り、流通在庫備蓄の整備を進める。併せて、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実

効性を高めていく。【企画】【福祉】【商観労】

- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合には、県内で流通在庫備蓄などの物資が十分に調達できなくなるおそれがあることから、「九州・山口 9 県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等を適切に運用し、広域応援による食料や飲料水、生活必需品等の物資を調達・供給する体制整備を図る。【総務】【生環】

(代表的な指標)

【生環】水道施設の基幹管路の耐震化延長(耐震化率)

112.2km(H25)→ 142.6km(H29)→ 147km(H30)

(17.6%) (19.1%) (20%)

【商観労】流通在庫備蓄(災害時における生活必需物資の供給)に関する協定数

18 団体(H26)→ 18 団体(H26) → 21 団体(H30)

【商観労】災害時給油所地下タンク製品備蓄箇所数

42 箇所(H26)→ 42 箇所(H26)→ 42 箇所(H30)

【企画】輸送事業者との災害時物資輸送協定の締結

2 協定(H28)→ 4 協定(R01) (現状値)

※災害時物資輸送協定については、状況に応じて協定の締結を行うため、目標値の設定なし。

【土木】耐震強化岸壁の整備率

33%(H26)→ 50%(H30)→ 66%(R02)

2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の防災、震災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・雪害対策などの取組を進めているが、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがあることなどの課題があるため、取組を推進するとともに対応方策の検討を進める。【農水】【土木】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。特に、農道橋や農道トンネルは耐震点検を進め、道路網としての役割を維持させるための適正な管理及び保全対策に取り組む。また、市町村、森林組合等が管理する林道等を把握し活用する取組の推進も必要である。【農水】

- 県都大分市と 12 生活圏域の中心都市を結ぶルートや圏域の中心都市と旧町村部を結ぶ緊急輸送道路にある橋梁の耐震化を推進する。併せて、復旧や救助活動を支援する緊急輸送道路を含む啓開ルートを重点化して道路法面对策についても推進を図る。【土木】
- 発生した孤立集落を早期に解消するには迅速な道路啓開が必要となるため大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、事前に整理しておくべき事項を定めて道路管理者と関係行政機関等で認識・共有を図る。【土木】

(代表的な指標)

【農水】農道・農道橋等の保全対策の進捗率

70%(H26)→ 97%(H30)→ 100%(R01)

【土木】道路橋梁の耐震化率(緊急輸送道路)

86%(H26)→ 96%(H30)→ 100%(R01)

【土木】道路法面の対策率(最優先啓開ルート)

41%(H26)→ 97%(H30)→ 100%(H30)

※2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 南海トラフ巨大地震のような大規模広域災害時には、国や地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な広域・甚大な被害に対する迅速、的確な応急活動が必要となるため、広域防災拠点として大分スポーツ公園に持たせる機能に対応した設備や活動に必要な資機材の整備を進める。【生環】
- 地域における救助・救急の活動拠点となる警察施設、消防施設について、施設の耐災害性の強化を図る。【生環】【警察】
- 「大分県警察災害派遣隊設置要綱」により、即応部隊(警備部隊等)5部隊、一般部隊(特別交通部隊等)6部隊を編成し、実践に即した訓練を実施しているが、今後も、各種災害を想定した訓練を継続実施することで災害対応能力を向上させるとともに、同派遣隊運用等に伴う災害装備の計画的な整備を進める。【警察】
- 消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保の推進を図る。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、県内の人材だけでは不足することが考えられるため、県外からの応援部隊・災害ボランティアの受入れ、連携活動の調整方法などについて事前に明確化しておく。【福祉】【生環】【土木】

- 緊急消防援助隊のヘリベースとなる防災航空隊基地(県央飛行場)の機能を検証し、災害応急対策の初期に救助等で重要な役割を果たす航空小隊が十分に活動できるよう不足する機能を強化する。【生環】

(代表的な指標)

【生環】消防施設の耐震化完了の割合

77%(H26)→ 92%(H30)→ 95%(H30)

【生環】消防団員の条例定数に対する充足率が95%以上の市町村数

6市町村(H26)→ 6市町村(H30)→ 18市町村(H30)

【警察】警察署の耐震化率

86%(H26)→ 93%(H30)→ 100%(R03)

2-4)救助・救急、医療、福祉支援活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 大分県石油商業組合と締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」に基づき、国の補助事業を活用して中核給油所(31箇所)と小口配送拠点(11箇所)の備蓄体制整備を進めるとともに、緊急車両の優先供給の体制を強化する。【商観労】
- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図る。【商観労】【農水】
- 輸送路等インフラの被災によりエネルギー供給を途絶させないため、道路や護岸等の地震・津波・風水害対策等を着実に推進する。【農水】【土木】

(代表的な指標)

【商観労】災害時給油所地下タンク製品備蓄箇所数《再掲》

42箇所(H26)→ 42箇所(H26)→ 42箇所(H30)

【商観労】再生可能エネルギー導入量

39,354TJ(H25)→ 50,359TJ(H29)→ 59,670TJ(R06)

2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- 帰宅困難者や負傷者の安全を確保するため、一時退避施設として都市公園の整備を進める。【土木】

- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の取組を推進する。【農水】【土木】

※2-6)医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による

医療機能等の麻痺

- 広域的かつ大規模な災害で多くの県民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないように、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める。【総務】【福祉】【生環】
- 大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供する災害拠点病院の耐震化を着実に推進する。併せて、災害に備えた訓練の実施や BCP の見直し等により、災害拠点病院の機能強化を図る。【福祉】
- 基幹災害拠点病院である県立病院において防災・減災機能(食料・水の確保、浸水対策など)の強化を図るとともに、災害時に必要な医療を提供できるよう災害対応訓練の実施や事業継続計画(BCP)の見直し等により機能強化を図る。【病院】
- 年齢、性別、文化等に関わらず全ての避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、平素から高齢者や外国人等の把握に努めるよう市町村に促すとともに、あらゆる避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収容できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方等について、官民が連携して検討を進める。
【福祉】【生環】
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、市町村の福祉避難所の指定を推進するとともに、運営や支援のあり方等について、官民が連携して検討を進める。【福祉】
- 災害派遣医療チーム(DMAT)の隊員養成に引き続き取り組むとともに、研修や訓練により機能強化を図る。併せて、災害発生後、災害拠点病院等に到達できるよう、無電柱化や港湾施設の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する。【福祉】【農水】【土木】
- 防災拠点施設としての業務継続の必要性が重要であることから、耐震化等の対策が行われた県庁舎及び地方総合庁舎に引き続いて、救急医療活動の拠点施設である保健所等の耐震化や移転等も含めた耐災害性の強化を図る。【総務】【福祉】【土木】

(代表的な指標)

【福祉】大分 DMAT 隊員登録者数

300 名(H26)→542 名(H30)→600 名(R05)

【福祉】災害拠点病院の耐震化率《再掲》

92%(H26)→ 93%(H30)→ 100%(R01)

【福祉】福祉避難所(福祉避難スペースを含む)を指定している小学校区の割合

59%(H26)→ 63.2%(H30)→ 100%(H30)

【生環】「避難所運営マニュアル」を策定した市町村数

4 市(H28)→ 15 市町(H30)→ 18 市町村(R01)

【土木】保健所等の設備防災対策棟数

0 棟(H29)→ 0 棟(H29)→ 8 棟(R03) (全施設 8 棟)

2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、災害発生時に公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する。【福祉】
- 被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動を支援する災害時健康危機管理支援チームの派遣及び受援体制の整備や、研修の実施等により支援の充実に努める。【福祉】
- 下水道施設の耐震化を着実に推進し、併せて下水道 BCP を適宜見直すことで、災害時における下水道機能の継続・早期回復させるための体制づくりを進める。【土木】

(代表的な指標)

【福祉】災害時公衆衛生対策チームの体制整備・研修実施

1 回(H26)→ 1 回(H30)→ 1 回(毎年度)

【福祉】予防接種法に基づく予防接種率

麻疹:96.5%(H26)→ 97.9%(H30) (現状値)

風疹:96.5%(H26)→ 97.9%(H30) (現状値)

【土木】下水道施設の耐震化、耐津波対策に着手した市町村数

2 市町(H26)→ 13 市町(H30) (現状値) (全 14 市町村)

【生環】「避難所運営マニュアル」を策定した市町村数

4 市(H28)→ 15 市町(H30)→ 18 市町村(R01)

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1)被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 警察施設の耐災害性を強化するとともに、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。【警察】
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、各種災害を想定した訓練の継続実施により災害対応能力の強化を図る。【警察】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、自起動式発動発電機及び可搬式発動発電機を計画的に整備していく。【警察】

(代表的な指標)

【警察】警察署の耐震化率《再掲》

86%(H26)→ 93%(H30)→ 100%(R03)

【警察】合同訓練、災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施
適宜実施

【警察】自起動式発動発電機の整備台数

28 台(H26)→ 42 台(H30)→ 110 台(R04)

【警察】可搬式発動発電機の整備台数

42 台(H26)→ 51 台(H30)→ 90 台(R04)

※3-2)行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 県の機能確保はレジリエンスの観点から極めて重要であり、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要があることから、大分県業務継続計画(本庁版 BCP・地域版 BCP)の毎年度の見直しにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの維持向上を図る。併せて、市町村版 BCP 及び受援計画の策定を促す。【総務】【生環】
- 防災拠点施設としての業務継続の必要性が重要であることから、耐震化等の対策が行われた県庁舎及び地方総合庁舎に引き続いて、救急医療活動の拠点施設である保健所等の耐震化や移転等も含めた耐災害性の強化を図る。【総務】【福祉】【土木】
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点、公共施設等において必要不可欠な電力を確保する。【商観労】

- 南海トラフ地震のような大規模災害発生時においても、警察、消防機能を十分機能させるため、警察施設、消防施設の耐震化を推進する。【生環】【警察】
- 大分県石油商業組合と締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」に基づき、国の補助事業を活用して中核給油所(31 箇所)と小口配送拠点(11 箇所)の備蓄体制整備を進めるとともに、緊急車両の優先供給の体制を強化する。【商観労】
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。【農水】【土木】
- 県有施設の吊り天井の耐震化を行うことにより、施設利用者の安全を確保する。
【土木】

(代表的な指標)

【生環】大分県業務継続計画の見直し 毎年度見直し

【商観労】災害時給油所地下タンク製品備蓄箇所数《再掲》

42 箇所(H26)→ 42 箇所(H26)→ 42 箇所(H30)

【土木】防災拠点施設等の設備防災対策棟数

9 棟(H26)→ 17 棟(H30)→ 23 棟(R03) (全施設 23 棟)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

※4-1)情報通信の麻痺・長期停止

- 災害時に必要最低限の情報通信を確保するため、県と市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶ「豊の国ハイパーネットワーク」について、ケーブルの地中化や被災想定箇所の迂回経路の構築を推進しているところであるが、架空区間は引き続き災害による断線が想定されるため、管路が整備された区間については積極的に地中化を進める。【商観労】
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する。【農水】【土木】
- 市町村が実施する移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費の一部を助成し、携帯電話の不感地域の解消を図る。【商観労】

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となる情報共有システム(Lアラート)の活用を図る。【生環】
- 河川水位情報等を災害時(停電等)でも適切に提供できるための観測機器設備改修や避難行動の判断情報となる河川カメラ整備などを実施する。【土木】

(代表的な指標)

【土木】無電柱化の整備延長《再掲》

65.0km (H25)→ 69.4km(H30)→ 74.0km(H30)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎のBCP策定に加え、企業が連携したBCPの策定への取組が必要であるが、例えば、石油化学業界における産業保安のための施策の実施計画の策定の開始など、関係機関及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める。【商観労】
- 企業のBCPについては、大企業では67.4%、中小企業では29.5%にとどまっている(H30)ため、策定を促進し、その実効性を向上させるため、引き続きBCPの重要性の周知及び商工団体等と連携した策定支援を行う。【商観労】
- 物流の拠点となる重要港湾5港(中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港)について、迅速な復旧に必要な体制整備等を定めた港湾BCPを適宜見直し、早期復旧のみならず、被災時にも最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を図る。【土木】
- 南海トラフ地震等の大規模地震発生時に、地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立させるため、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、事前に整理しておくべき事項を定めて道路管理者と関係行政機関等で認識・共有を図る。【土木】
- 道路の防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。【農水】【土木】
- 災害救助法適用市町村及び災害救助法適用基準の1/2以上となる市町村において、地域経済を支える小規模事業者の復旧・復興事業に要する経費の一部を助成し、事業者の持続的な発展を図る。【商観労】

(代表的な指標)

【商観労】大企業及び中小企業のBCPの策定割合

大企業:22%(H23)→ 67.4%(H30)→ 100%(R01)

中小企業:4%(H23)→ 29.5%(H30)→ 34%(R01)

【土木】耐震強化岸壁の整備率《再掲》

33%(H26)→ 50%(H30)→ 66%(R02)

5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 大分県石油商業組合と締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」に基づき、国の補助事業を活用して中核給油所(31箇所)と小口配送拠点(11箇所)の備蓄体制整備を進めるとともに、緊急車両の優先供給の体制を強化する。【商観労】
- 燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める。【農水】【土木】
- 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図りつつ、国の事業を活用して施設の耐震化等の取組を進める。【商観労】
- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図る。【商観労】【農水】

(代表的な指標)

【商観労】災害時給油所地下タンク製品備蓄箇所数《再掲》

42箇所(H26)→ 42箇所(H26)→ 42箇所(H30)

【商観労】再生可能エネルギー導入量《再掲》

39,354TJ(H25)→ 50,359TJ(H29) → 59,670TJ(R06)

※5-3)コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- コンビナート等に関する施設整備は、官民含め複数者が保有・管理していることから、官民の連携・役割分担のもと一体的かつ効果的な取組により、防護機能の強化を図る。【生環】【商観労】【土木】
- 石油コンビナート地区の災害発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、背後地区住民を含めた実践的な総合防災訓練を実施するとともに、地震や津波による被害を最小化するため、国の事業を活用して屋外貯蔵

タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る。【生環】

- 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図るとともに、協議会の活動を通じた強靱化と競争力強化についての勉強会の実施や企業が連携した BCP の策定、また、国施策の情報共有等を図り、国の事業を活用して施設の耐震化等の取組を進める。【商観労】
- コンビナートに係る民間保有を含む護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する。【土木】

(代表的な指標)

【商観労】災害時給油所地下タンク製品備蓄箇所数《再掲》

42 箇所(H26)→ 42 箇所(H26)→ 42 箇所(H30)

【土木】大分港海岸保全施設整備延長

0km(H28)→ 0km(H30)→ 21.3km(R17)

※5-4)広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 災害時の輸送の代替性を確保するため、高速道路の 4 車線化や地域高規格道路の整備、海上輸送拠点である港湾の整備など、広域交通網の着実な整備を推進する。併せて、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する。【企画】【土木】
- 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化や最優先啓開ルート上の道路法面对策など、交通施設分断を防ぐ周辺の対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に進める。【農水】【土木】
- 物流の拠点となる港湾施設の迅速な航路啓開を図るため、重要港湾 5 港(中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港)の港湾 BCP を適宜見直し、早期復旧のみならず、被災時にも最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を図る。【土木】
- 道路の防災、震災対策や無電柱化、鉄道施設の耐震対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。【農水】【土木】
- 地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施するため、「大分県道路啓開計画」に基づく地区別実施計画の策定を進める。【土木】
- 県内の主要駅(1 日あたり乗降者が 1 万人以上)の耐震化を推進する。【企画】

(代表的な指標)

【企画】耐震化が完了した主要駅(1日あたり乗降者が1万人以上)《再掲》

1駅(H26)→1駅(H30)→2駅(R03)(全施設2駅)

【土木】道路橋梁の耐震化率(緊急輸送道路)《再掲》

86%(H26)→96%(H30)→100%(R01)

【土木】道路法面の対策率(最優先啓開ルート)《再掲》

41%(H26)→97%(H30)→100%(H30)

【土木】耐震強化岸壁の整備率《再掲》

33%(H26)→50%(H30)→66%(R02)

5-5)食料等の安定供給の停滞

- 大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、取組の強化を図る。

【商観労】【農水】

- 災害等の応急時に、食料や水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、更に連絡先リストを作成し、毎年更新しているところであるが、大規模災害時に関係団体と連絡不通となるおそれもあるため、その場合を想定した対応の検討を進める。【農水】

- 災害発生後も食料生産が継続・早期再開できるよう、干拓地における海岸保全施設や県管理拠点漁港において耐震・耐津波性の向上に必要な対策工事を進める。

【農水】

- 農業水利施設の老朽化に加え、管理する水利組合及び土地改良区等の経営基盤の脆弱化により、適正な維持管理が困難な状況になりつつあるため、機能保全計画に基づき、計画的な施設の更新や長寿命化対策を行い、その解消を図る。【農水】

- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないために、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる。【農水】【土木】

- 農道は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。特に、農道橋や農道トンネルは耐震点検など道路網としての役割を維持させるための適正な管理及び保全対策に取り組む。【農水】

- 迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施のため、市町村と連携し、地籍調査を推進する。【農水】

(代表的な指標)

【農水・土木】海岸保全施設の整備延長《再掲》

24.0km(H26)→ 27.0km(H30)→ 27.2km(H30) (海岸保全施設全延長 212.1km)

【農水】基幹水路の整備延長

8.8km(H27)→ 31.5km(H30)→ 34.5km(R06)

【農水】多面的機能支払交付金の協定面積

20,514ha(H26)→ 24,000ha(H30)→ 28,000ha(R06)

【農水】農道・農道橋等の保全対策率《再掲》

70%(H26)→ 97%(H30)→ 100%(R01)

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

※6-1)電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- 「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいた実践的な総合防災訓練の実施により、関係機関の連携強化と災害対応能力の向上を図るとともに、地震や津波による被害を最小化するため、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る。【生環】
- 大分コンビナート企業協議会を通じて企業間の連携を図りつつ、国の事業を活用して施設の耐震化等の取組を進める。【商観労】
- コンビナートに係る民間保有を含む護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する。【土木】
- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図る。【商観労】【農水】
- 企業局の電気事業における地震対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後は水路工作物について優先度の高いものから順次耐震化を進める。【企業】

(代表的な指標)

【商観労】再生可能エネルギー導入量《再掲》

39,354TJ(H25)→ 50,359TJ(H29)→ 59,670TJ(R06)

【企業】電気事業における既存施設(主な建物・水管橋)の耐震化率

81%(H26)→ 90%(H30)→ 95%(R03)

【企業】電気事業における既存施設(水路工作物)の耐震照査率

10%(H26)→ 41%(H30)→ 73%(R03)

6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設の耐震化の取組が遅れている市町村に対し、講習会等を開催して、耐震化診断の取組並びにアセットマネジメント及び水道料金の見直し等による耐震化費用の確保を指導し、耐震化を促進する。【生環】
- 工業用水道事業における地震(津波)対策として、主な建物・水管橋に続いて、今後は主な構築物を中心に優先度の高いものから耐震診断、設計及び工事を順次実施していく。【企業】
- 大分工業用水道が管理する3系統5本の隧道について、地震崩落等の災害時にも給水停止を発生させない円滑な水運用を行うため、ネットワーク施設を活用した隧道点検・補修など適切な維持管理に取り組んで行く。【企業】

(代表的な指標)

【生環】水道施設の基幹管路の耐震化延長(耐震化率) 《再掲》

112.2km(H25)→ 142.6km(H29)→ 147km(H30)

(17.6%)

(19.1%)

(20%)

【企業】工業用水道事業における既存施設(主な建物・水管橋・構築物)の耐震化率

24%(H26)→ 45%(H30)→ 64%(R03)

【企業】工業用水道事業における隧道点検率

0%(H28)→40%(H30)→ 100%(R03)

6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震化・耐津波対策を進め、被災時の公衆衛生を確保する。【土木】
- 下水道 BCP を適宜見直すことで、災害時における下水道機能の継続・早期回復させるための体制づくりを進める。【土木】
- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に進める。【土木】

- 浄化槽について、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、設置・管理状況を把握するため、浄化槽管理台帳システムを活用し、効率的な運用を推進する。【土木】【生環】

(代表的な指標)

【土木】下水道施設の耐震化、耐津波対策に着手した市町村数《再掲》

2 市町(H26)→ 13 市町(H30) (現状値) (全 14 市町村)

※6-4)地域交通ネットワークが分断する事態

- 地域の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【農水】【土木】
- 県内の主要駅(1 日あたり乗降者が 1 万人以上)の耐震化を推進する。【企画】
- 農道や林道は、農産物流通の合理化、地域間の交流、生活環境の改善などにより、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても、迂回路としての利用が可能となるため、今後も、整備を推進する。【農水】
- 農道は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。特に、農道橋や農道トンネルは耐震点検など道路網としての役割を維持させるための適正な管理及び保全対策に取り組む。【農水】
- 地域の日常生活や地域間連携を確保するため、県外とを結ぶ広域支援ルートを含む広域交通網に接続し、集落間ネットワークも担う国・県道の整備を推進する。
【土木】
- 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化や最優先啓開ルート上の道路法面对策など、交通施設分断を防ぐ周辺の対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に進める。【農水】【土木】

(代表的な指標)

【企画】耐震化が完了した主要駅(1 日あたり乗降者が 1 万人以上)《再掲》

1 駅(H26)→ 1 駅(H30)→ 2 駅(R03) (全施設 2 駅)

【農水】農道の整備延長

5,607km(H25)→ 5,647km(H30)→ 5,700km(R01)

【農水】林道等の整備延長

2,414km(H26)→ 2,477km(H28)→ 2,570km(R01)

【農水】農道・農道橋等の保全対策の進捗率《再掲》

70%(H26)→ 97%(H30)→ 100%(R01)

【土木】道路橋梁の耐震化率(緊急輸送道路)《再掲》

86%(H26)→ 96%(H30)→ 100%(R01)

【土木】道路法面の対策率(最優先啓開ルート)《再掲》

41%(H26)→ 97%(H30)→ 100%(H30)

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1)市街地での大規模火災の発生

- 警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備により、大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的取組を進める。**【福祉】【生環】【土木】【警察】**
- 大規模な火災の可能性のある重点密集市街地等において、防災拠点へのアクセス強化のため、都市の骨格となる街路等の整備を進める。また、避難場所となる都市公園の計画的な更新・補修を行うとともに、老朽住宅の建替えを促進し、安全・安心な都市空間の形成を図る。**【土木】**
- 大規模災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊(警備部隊等)5部隊、一般部隊(特別交通部隊等)6部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備の計画的な整備を進める。**【警察】**

(代表的な指標)

【土木】改善した重点密集市街地の面積《再掲》

15.2ha(H26)→ 21.8ha(H30)→ 26ha(R01)

7-2)海上・臨海部の広域複合災害の発生

- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づいて、背後地区住民も含めた実践的な総合防災訓練等を官民が連携し実施する。【生環】
- 地震や津波による被害を最小化するため「大分コンビナート企業協議会」を通じた企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る。併せて、国・県・民間が連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する。【生環】【商観労】【土木】
- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設の津波対策、地震・液状化対策を推進する。
【土木】
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害を発生させないため、漂流物防止対策及び船舶の適正管理を推進する。【生環】【土木】
- 災害発生後も水産業が継続・早期再開できるよう、県管理拠点漁港における耐震・耐津波性を含めた機能の向上に必要となる対策工事を推進する。【農水】
- 大規模災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊(警備部隊等)5部隊、一般部隊(特別交通部隊等)6部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備の計画的な整備を進める。【警察】
- 海岸保全施設において、地震発生後の施設の沈下量及び液状化の判定を行い、耐震性能の把握を行う。【土木】
- 過去最大級の台風襲来で想定される最大規模の高潮について浸水想定区域図を作成する。【土木】

(代表的な指標)

【農水・土木】海岸保全施設の整備延長《再掲》

24.0km(H26)→ 27.0km(H30)→ 27.2km(H30) (海岸保全施設全延長 212.1km)

7-3)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県・市町村、民間が連携した取組を強化する。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされない事態を避け

るため、それらの耐災害性の向上を図る。【土木】

- 住宅・建築物の耐震化について、県民の耐震化に対する認識を向上するための啓発活動や、補助制度による耐震診断・耐震改修の経済的負担を軽減するための支援などの対策に取り組む。【土木】
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、耐震診断が義務付けられる建築物を指定するとともに、耐震改修について官民が連携した取組を進める。また、被災危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成確保、電柱倒壊による信号機の停止を回避する対策などにも取り組む。併せて、老朽化して危険な空き家対策について、市町村との連携により推進を図る。【企画】【土木】【警察】

(代表的な指標)

【土木】住宅の耐震化率《再掲》

72%(H23)→ 75%(H25)→ 82%(R02)

【土木】特定建築物の耐震化率《再掲》

85%(H24) → 89%(H30) → 94%(R02)

【警察】自起動式発動発電機の整備台数

28 台(H26)→ 42 台(H30)→ 110 台(R04)

【警察】可搬式発動発電機の整備台数

42 台(H26)→ 51 台(H30)→ 90 台(R04)

※7-4)ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊した場合には下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ため池について、堤体の耐震調査を進め、その結果に基づき廃止を含めたく対策を実施する。【農水】
 - 農業用ダム等の農業水利施設の機能保全計画、砂防設備・河川管理施設の長寿命化計画に基づく更新や改修が必要であるが、想定する計画規模に対する対策に時間を要する面もあり、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、市町村・地域住民と連携し、ハザードマップ作成などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせた対策に取り組む。【農水】
- 【土木】

(代表的な指標)

【農水】ため池の改修箇所数

502 箇所(H26)→ 530 箇所(H30)→ 565 箇所(R06) (農業用ため池 2,168 箇所)

【農水】ため池のハザードマップを作成した箇所数《再掲》

435 箇所(H27)→ 536 箇所(H30)→ 606 箇所(R01) (防災重点ため池 1,112 箇所)

7-5)有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練の実施や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関が連携して取組を行う。

【生環】

- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、官民による総合防災訓練を毎年実施するとともに、コンビナート協議会を通じて企業間の連携を図りながら、国の事業を活用して施設の耐震化に努める。【生環】【商観労】
- 地震や津波によるコンビナートの屋外貯蔵タンクからの油流出・高圧ガス等の漏洩を防止するための施設耐震化、老朽化した休廃止鉱山の坑廃水処理施設の修繕等を計画的に実施する。【生環】【商観労】
- 近隣原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本県における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画(事故等災害対策編)に基づき、各関係機関は実施要領などを定め、具体的な対策を推進する。【生環】

(代表的な指標)

【生環】総合防災訓練の実施 1 回(H26)→ 1 回(H30)→ 1 回(毎年度)

7-6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 中山間地域の農村集落について、地域コミュニティを最大限に活用し、農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観など多面的機能の持続的な発揮を図る。併せて、地域の主体性・協働性を活かした地域コミュニティ等による自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【農水】

- 森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)の維持、集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクを軽減させるため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、間伐を継続して実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止施設等の整備を推進する。また、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード・ソフトを組み合わせて推進する。【農水】【土木】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、市町村、森林組合等が管理する林道等を把握し活用する取組を促進する。【農水】
- 台風や豪雨等による大規模災害からの早期復旧を図るため、生産者が行う土砂撤去等の緊急対策や生産施設の復旧を行う。【農水】

(代表的な指標)

【農水】ため池の改修箇所数《再掲》

502 箇所(H26)→ 530 箇所(H30)→ 565 箇所(R06) (農業用ため池 2,168 箇所)

【農水】多面的機能支払交付金の協定面積 《再掲》

20,514ha(H26)→ 24,000(H30)→ 28,000ha(R06)

【農水】林道等の整備延長 《再掲》

2,414km(H26)→ 2,477km(H28)→ 2,570km(R01)

【農水】山地災害危険地区の整備地区数 《再掲》

2,060 地区(H26)→ 2,172 地区(H30)→ 2,209 地区(R05)

(山地災害危険地区 6,901 箇所)

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1)災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の仮置場については、候補地の選定が完了したことから、今後は候補地の更新など随時見直しを行う。【生環】
- 大分県災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理広域連携マニュアルを策定したことから、今後は県が策定した市町村災害廃棄物処理対策モデルマニュアルに基づいて、市町村が災害廃棄物処理マニュアルの策定に取り組むことにより、広域処理体制構築へ向けた具体的な取組を加速化させる。【生環】

- 台風や豪雨等による大規模災害で被害を受けた県管理海岸等の復旧を図るため、滞留した草木等の漂流・漂着物を回収・処分する【生環】

(代表的な指標)

【生環】災害廃棄物処理計画を策定した市町村数

12 市町村(H28)→ 17 市町村(H30)→ 18 市町村(R01)

【生環】県が策定する市町村災害廃棄物処理対策モデルマニュアルに基づく

市町村災害廃棄物処理マニュアルの策定

0 市町村(H29)→ 1 市町村(H29)→ 18 市町村(R01)

8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 南海トラフ地震等の大規模地震発生時に、救命・救助活動部隊の現地入りや緊急物資の輸送を行うため、道路啓開を迅速に実施する上で必要な体制を確立させるため、大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、事前に整理しておくべき事項を定めて道路管理者と関係行政機関等で認識・共有を図る。【土木】
- 建設関係団体と締結している協定の実効性を高めるため、建設関係事業者の BCP 策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組を進める。【土木】
- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る取組を行う。また、建設機械の自社保有からレンタルへの移行が進んでおり、災害時における円滑な応急復旧活動に支障が出るおそれがあることから、その改善を図る取組を進める。【土木】
- 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州・山口 9 県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等を適切に運用し、職員派遣の広域応援により復旧・復興を円滑に進めるための体制整備を図る。【総務】【生環】

(代表的な指標)

【土木】高校生向け建設業会社説明会の開催・参加会社数

1回(H26)→ 0回(H30)→ 1回(毎年度)

5社(H26)→ 0社(H30) ※H30 台風により開催中止

※8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時の対応力を向上するために、必要なコミュニティ力を構築する。市町村と連携して、自主防災組織の結成を促進するとともに、避難マップ作成の支援や避難訓練、防災学習の実施などを通じた地域づくり活動等を活性化するための支援等の取組の充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練等、自主防災活動の要となる防災士の継続した養成・育成や専門研修・体験研修等により実践的なスキルアップを推進する。【福祉】【生環】【土木】
- 大規模災害に即した訓練を継続している大分県警察の即応部隊(警備部隊等)5部隊、一般部隊(特別交通部隊等)6部隊で編成した派遣隊運用等に伴う災害装備の計画的な整備を進める。【警察】
- 地域防災力の中核として「地域密着性・要員動員力・即時対応力」を有する消防団の充実を事業所等と連携して強化を図るとともに、大規模災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る。【生環】
- 災害で被害を受けた被災者の早期生活再建を図るため、住家の再建等に対する支援を行う。【生環】

(代表的な指標)

【生環】自主防災組織避難訓練等実施率[津波浸水想定区域]

44.3%[75.5%](H26)→ 79.3%[91.4%](H30)→ 90%[100%](H30)

【生環】自主防災組織等(住民30人以上)への防災士確保割合

65.9%(H26)→ 74.8%(H30)→ 100%(H30)

【生環】消防団員の条例定数に対する充足率が95%以上の市町村数《再掲》

6市町村(H26)→ 6市町村(H30)→ 18市町村(H30)

8-4)高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震、津波、火山噴火等に関する被害想定、幹線が分断するリスク想定などの想定精度の向上を図る。【土木】

- 緊急輸送道路上の橋梁耐震化や道路法面对策の推進、主要な駅の耐震対策促進、耐震強化岸壁の整備促進を図っているが、これらの基幹インフラの計画規模を超える広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、庁内横断的に国・市町村等とも連携して総合的に取組を進める。【企画】【土木】
- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を着実に進める。【土木】
- 重要港湾 5 港(中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港)の港湾 BCP を適宜見直し、早期復旧のみならず、被災時にも最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を図る。【土木】
- 迅速な復旧復興や円滑な防災・減災事業実施のため、市町村と連携し、地籍調査を推進する。【農水】

(代表的な指標)

【企画】耐震化が完了した主要駅(1 日あたり乗降者が 1 万人以上)《再掲》

1 駅(H26)→ 1 駅(H30)→ 2 駅(R03) (全施設 2 駅)

【土木】道路橋梁の耐震化率(緊急輸送道路)《再掲》

86%(H26)→ 96%(H30)→ 100%(R01)

【土木】道路法面の対策率(最優先啓開ルート)《再掲》

41%(H26)→ 97%(H30)→ 100%(H30)

【土木】耐震強化岸壁の整備率 《再掲》

33%(H26)→ 50%(H30)→ 66%(R02)

8-5) 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 浸水実績のある地区などを持つ市町村について、内水ハザードマップの作成・公表を促進する。【土木】
- 過去に浸水被害が発生した河川の浸水被害の解消及び軽減、揚水機場や管渠等の排水施設の整備について、引き続き取組を推進する。また、河川内樹木伐採や河床掘削など、短期間で治水安全度の向上が図れる対策については、令和2年度までを目途に集中的に実施する。【農水】【土木】
- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、

津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設の津波対策、地震・液状化対策について検討を進める。【農水】【土木】

- 国、県、市町からなる「大規模氾濫に関する減災対策協議会」で、大規模水害に対し、「迅速な避難行動」、「地域経済への影響の最小化」を目指し、流域ごとの取組を推進する。【生環】【土木】
- 海岸保全施設において、地震発生後の施設の沈下量及び液状化の判定を行い、耐震性能の把握を行う。【土木】
- 過去最大級の台風襲来で想定される最大規模の高潮について浸水想定区域図を作成する。【土木】

(代表的な指標)

【農水・土木】海岸保全施設の整備延長《再掲》

24.0km(H26)→ 27.0km(H30)→ 27.2km(H30) (海岸保全施設全延長 212.1km)

【土木】下水道による都市浸水対策達成率 《再掲》

47.5%(H26)→ 48.5%(H29)→ 52.0%(R05)

【土木】内水ハザードマップを作成・公表した市町村の数《再掲》

5市(H26)→ 6市(H30)→ 7市(R01) (全7市)

【土木】浸水対策が行われた地区数《再掲》

30地区(H26)→ 74地区(H30)→ 86地区(R01)

【プログラム共通的事項に係る推進方針】

1. リスクコミュニケーション(情報の共有、教育・訓練・啓発等)

- 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市町村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・共同した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる。
- 未来を担う子どもたちが、人の命の尊さ、災害から生き残る術、困っている人を助けることや人と人のつながり絆の大切さを学ぶことができる防災教育の一層の充実を図る。

- リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進する。また、防災ボランティア等による地域を守る個人・組織、団体との官民連携を図るとともに、後方支援等を含む主体的な活動を促進する。

2 地域の生活機能維持・地域の活性化

- 少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、集落同士をネットワークで結び、集落の内外で人が行き交い、助け合い、個々の機能を分担・補完し合う「ネットワーク・コミュニティ」を実現する必要がある。このため、地域公共交通の確保・維持や道路整備等による地域生活交通システムを形成する。また、必要に応じて各集落にある生活拠点の多機能化を図ることとし、柔軟な発想や規制緩和により、少子化で廃校となった校舎を活用したコミュニティ・ビジネスや、平時は地区の集会所として活用する避難所の整備、道の駅の機能強化などを実施する。
- 若者の定住や UIJ ターンを促進するため、地域資源を活用した産業振興による就労の場の確保や、空き家の活用等による住環境の整備を図るとともに、子どもたちに郷土の自然・歴史・文化・偉人の素晴らしさを伝え地域を愛する心を育むことに努める。
- 災害に強い人づくり・地域づくりは地域の活力強化にもつながる。平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う消防団の体制・装備・訓練を充実強化する。また、少子高齢化・人口減少等に伴い、地域防災の担い手を確保することが困難となっている。このため、地域おける防災意識の啓発活動や避難訓練の企画・実施において中心的な役割を果たすなど自主防災組織の活動の要となる防災士を養成するとともに、スキルアップ研修の充実やネットワーク化により防災士の活動しやすい環境づくりを進めるなど、市町村と連携して自主防災組織の活性化・機能強化に取り組む。また、集落の孤立を防ぐ道路防災対策や急傾斜地崩壊対策事業など、県民の命と暮らしを守る社会資本整備を推進する。

3. 老朽化対策

- 高度成長期以降に集中的に整備された公共施設等が、今後、一斉に老朽化することを踏まえ、県民の命を守るとともに、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、公共施設等の適切な維持管理・更新等を実施する。
- 特に、県民生活や地域の経済活動の基盤である道路や橋梁等の公共インフラ施設については、施設の状態を適格に把握し、計画的かつ戦略的に維持管理を行うため、施設の点検を着実に進め、対策の内容や時期等を長寿命化計画(個別施設計画)として策定し、計画に基づき適切なタイミングで補修等を実施、そして、それらを台帳で管理するといったアセットマネジメントの取組を着実に推進する。併せて、維持管理に係る技術者の育成等体制面の整備も図る。

第3章 プログラム推進のための主要施策

第2章の各プログラムの推進計画に基づき、特に取り組むべき個別施策分野、横断的分野の具体的施策は、次のとおりである。

なお、これらの実施に当たっては、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果をできるだけ早期に高めていくため、ハード対策とソフト対策の適切な組合せ、国・市町村・民間等との連携等に留意するものとする。

プログラムを構成する「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策は、複数の事態の回避に資することが多いことから、ここでは、重複排除や実効性の観点から、施策分野ごとに整理した。

(1)行政機能／警察・消防等

《 行政機能 》

○大分県業務継続計画の実施及び見直し【総務】【生環】

- ・ 大分県業務継続計画(本庁版 BCP・地域版 BCP)の毎年度の見直しにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの維持向上を図る。
- ・ 市町村版 BCP 及び受援計画の策定を促す。

○県庁舎(本館、新館、別館)での防災総合訓練の実施【会計】

- ・ 県庁舎において自衛消防隊による自衛消防活動と職員の避難行動訓練を毎年実施する。

○県有施設の建築設備防災対策【総務】【福祉】【土木】

- ・ 県庁舎及び地方総合庁舎等の設備関係の耐震化を引き続き進める。

○県有施設の吊り天井耐震化対策【土木】

- ・ 県有施設の天井材の落下防止対策において、施設の利用状況に即した改修方法の検討を進める。

○広域的な応援体制の構築【総務】【生環】

- ・ 「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」等を適切に運用し、職員派遣の広域応援により復旧・復興を円滑に進めるための体制整備を図る。

○広域防災拠点等における受援体制の整備【生環】【土木】

- ・ 広域防災拠点として大分スポーツ公園に持たせる機能に対応した設備や活動に必要な資機材の整備を進める。
- ・ 緊急消防援助隊のヘリベースとなる防災航空隊基地(県央飛行場)の機能を強化する。

《 警察・消防等 》

○地域における消防の充実・強化【生環】

- ・ 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の充実を事業所等と連携して強化を図る。
- ・ 男性消防団員に限らず、女性消防団員の確保対策にも取り組む。

○警察、消防施設の耐震化【生環】【警察】

- ・ 警察署、消防施設の耐震化を着実に推進する。

○警察災害派遣隊の体制強化(装備資機材の整備高度化、体系的・段階的な訓練の実施)【警察】

- ・ 「大分県警察災害派遣隊設置要綱」により編成した即応部隊(警備部隊等)及び一般部隊(特別交通部隊等)において、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、各種災害を想定した訓練を継続実施する。

○災害時等における道路交通円滑化対策【警察】

- ・ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、自起動式発動発電機及び可搬式発動発電機を計画的に整備していく。

(2)住宅・都市／環境

○県立美術館等における来館者等の防災対策【企画】【商観労】

- ・ 多くの県民が来場する県立美術館等(県立美術館、県立総合文化センター、県立別府コンベンションセンター、県立芸術文化短期大学)において、避難計画に基づき各種訓練等を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを図る。

○重点密集市街地の整備【土木】

- ・ 大規模な火災の可能性のある重点密集市街地について、防災道路の整備や老朽住宅の建替えを促進する。

○都市の防災性を向上させる街路事業の推進【土木】

- ・ 防災拠点へのアクセス強化、木造密集市街地の改善等、安全・安心な都市空間の形成を図るために、都市の骨格となる街路整備を推進する。

○避難地等となる公園、緑地、広場等の整備【土木】

- ・ 大規模災害に備え、避難地となる都市公園の整備を推進する。
- ・ 経年劣化している公園施設の更新・補修を計画的に進める。

○被害の未然防止(地盤災害防止)【土木】

- ・ 防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設については、新設の際に所要の対策を実施し、構造物の補強対策を図る。
- ・ 産業用地の新規開発は、地盤改良等の徹底を図る。

○被害の未然防止(建築関係)【土木】

- ・ エレベーター内の閉じ込め防止、ガラスの飛散防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策を、講習会等を通じて周知活動を行う。

○住宅、特定建築物の耐震化【土木】

- ・ 住宅・建築物等の耐震化について、県民への啓発活動を推進する。
- ・ 住宅耐震化補助制度による支援や、民間建築物のうち多数の者が利用するホテル・旅館等の耐震診断義務付け建築物に対する耐震改修補助制度による支援など、きめ細かな対策を推進する。

○学校施設の耐震化(県立・私立)【福祉】【生環】【教育】

- ・ すべての学校施設(県立・私立)の耐震化を推進する。

○県有施設のガス管の耐震化【土木】【教育】

- ・ 県営住宅等のガス管について、耐震性の高いポリエチレン管への改修を計画的に実施する。

○被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の確保【土木】

- ・被災した宅地・建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士の育成確保を進める。

○大規模盛土造成地の調査【土木】

- ・大規模盛土造成地等の調査を推進し、大規模地震等への対策を検討する。

○応急仮設住宅供給体制の確立【土木】

- ・平成 24 年度に行った津波浸水予測調査及び平成 30 年度に行った地震津波被害想定調査に基づき応急仮設住宅建設可能地の見直しを図る。
- ・応急仮設住宅に関するマニュアルを作成し、平常時及び災害発生時の供給体制の確立を図る

○災害廃棄物の仮置場の確保及び広域処理体制の構築【生環】

- ・災害廃棄物の仮置き場については、候補地の選定が完了したことから、今後は候補地の更新など随時見直しを行う。
- ・大分県災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理広域連携マニュアルを策定したことから、今後は県が策定した市町村災害廃棄物処理モデルマニュアルに基づいて、市町村が災害廃棄物処理マニュアルの策定に取り組むことにより、広域処理体制構築へ向けた具体的な取組を加速化させる。市町村の災害廃棄物処理計画の策定を推進する。

○水道施設の基幹管路の耐震化【生環】

- ・水道施設の耐震化の取組が遅れている市町村について、耐震化診断の取組や耐震化費用の確保を指導し、耐震化を促進する。

○休廃止鉱山における鉱害防止【商観労】

- ・休廃止鉱山から流出する重金属を含む坑廃水にかかる坑廃水処理事業を円滑に行うため、老朽化した休廃止鉱山の坑廃水処理施設の修繕等を計画的に実施する。

○水害に強い地域づくり(下水道)【土木】

- ・社会資本整備重点計画に基づき、市町村と連携し下水道の整備を推進する。

○下水道施設の耐震・耐津波対策及び下水道 BCP【土木】

- ・市町村の下水道施設(処理場、主要な管渠)の耐震化・耐津波対策を促進する。
- ・市町村の下水道 BCP の見直しを適宜行う。

○浄化槽の強靱化【土木】

- ・ 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。
- ・ 浄化槽の設置・管理状況を把握するため、浄化槽管理台帳システムを活用し、効率的な運用を進める。

○農業集落排水施設の老朽化対策・耐震化【土木】

- ・ 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する。

○原子力災害対策【土木】

- ・ 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本県における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画(事故等災害対策編)に基づき、各関係機関は実施要領などを定め、具体的な対策を推進する。

(3)保健医療・福祉

○基幹災害拠点病院(県立病院)の機能強化【病院】

- ・ 基幹災害拠点病院(県立病院)においては、医薬品や食料等の物資備蓄などにより防災・減災機能を強化する。
- ・ 外来トリアージ訓練や広域医療搬送訓練などを実施しているが、引き続き具体事象に対応した訓練に取り組む。
- ・ 災害時にも病院機能を維持した上で出来るだけ継続的に被災患者及び一般患者に医療が提供できるために、災害時の「初動期・急性期」を想定した「災害対応マニュアル」に加えて、「事前の準備、亜急性期・慢性期」まで継続的に被災患者等の診療にあたる計画として策定した、事業継続計画(BCP)の継続的な点検・見直しを図る。

○災害拠点病院の機能強化【福祉】

- ・ 災害拠点病院の耐震化を着実に推進する。
- ・ BCP や災害時医療活動マニュアルの策定は完了しているが、今後も災害に備えた訓練の実施や BCP の見直しを促進する。

○病院の耐震化【福祉】

- ・ 補助金等を活用し耐震化を推進する。

○災害派遣医療チーム(DMAT)の機能強化【福祉】

- ・ 災害派遣医療チーム(DMAT)の隊員養成に引き続き取り組むとともに、研修や訓練により常時出動できる体制整備に努める。

○避難者用の救助物資の備蓄【福祉】

- ・ 大規模災害時に県内で必要とされる物資(飲料水、主食、副食、毛布)の備蓄を進めるとともに、備蓄場所についても関係機関と調整を行い、整備を進める。

○福祉施設の耐震化【福祉】

- ・ 社会福祉施設については、耐震改築等で施設整備補助の対象となるものについて随時活用を促す等、施設の耐震化を推進する。

○避難行動要支援者の安全確保【福祉】

- ・ 地域の支援体制・仕組みづくりを進めるため、全市町村で作成が完了している避難行動要支援者名簿について、要援護者の状況の変化を正確に把握できるように名簿の更新を促す。

○福祉避難所の指定【福祉】

- ・ 福祉避難所に適する福祉施設のない小学校区については、小学校や公民館等の一室を福祉避難所(福祉避難室)として指定する等、すべての小学校区における福祉避難所の指定を促進する。

○公衆衛生活動及び予防接種の実施【福祉】

- ・ 災害発生時に迅速・的確に感染症法に基づく公衆衛生活動が実施できるよう市町村へ働きかける。
- ・ 予防接種法に基づく予防接種率の向上を推進する。

○災害時公衆衛生対策チームの体制整備【福祉】

- ・ 災害時健康危機管理支援について、災害の規模や時期に柔軟に対応した様々な公衆衛生活動の支援ができるよう、派遣及び受援体制の整備や、研修の実施等により支援の充実を図る。

○市町村の「避難所運営マニュアル」の策定支援【生環】

- ・ 発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営を行うため市町村の「避難所運営マニュアル」の早期策定を推進する。

○保健所の耐震化【総務】【福祉】【土木】

- ・ 防災拠点施設としての業務継続の必要性が重要であることから、耐震化等の対策が行われた県庁舎及び地方総合庁舎に引き続いて、救急医療活動の拠点施設である保健所等の耐震化や移転等も含めた耐災害性の強化を図る。

(4)エネルギー／情報通信／産業構造

《 エネルギー 》

○災害時給油所地下タンク製品の備蓄促進【商観労】

- ・ 大分県石油商業組合と締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」に基づき、国の補助事業を活用して中核給油所(31箇所)と小口配送拠点(11箇所)の備蓄体制整備を進めるとともに、緊急車両の優先供給の体制を強化する。

○再生可能エネルギーの導入促進【商観労】

- ・ リスクの分散による災害時のエネルギーの確保のため地熱・温泉熱、小水力、バイオマスなどを活用した再生可能エネルギーの導入を促進する。

○電気事業における地震対策の計画的実施【企業】

- ・ 企業局の電気事業における地震対策として、主な建物・水管橋について引き続き耐震化を進めるとともに、続いて、水路工作物の優先度の高いものから順次耐震化を進める。

《 情報通信 》

○豊の国ハイパーネットワークの強靱化【商観労】

- ・ 豊の国ハイパーネットワークについて、国・民間と連携してケーブルの地中化を進める。
- ・ ケーブルの架空区間において、新たに管路が整備された場合は、積極的にケーブルの地中化を図る。

○携帯電話不感地域の解消【商観労】

- ・ 市町村が実施する移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費の一部を助成し、携帯電話の不感地域の解消を図る。

○災害情報の提供手段の多様化・多言語化【生環】

- ・ 防災行政無線の整備、全国瞬時警報システム(Jアラート)や災害情報共有システム(Lアラート)の活用により県民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化・多言語化を着実に推進する。

○災害対応支援システムの構築【生環】

- ・ 災害対応支援システムを構築し、災害情報の収集及び関係機関との情報共有の迅速化・高度化を図る。

○防災メールの配信【生環】

- ・大雨や洪水などの気象警報や津波警報・注意報、避難勧告・指示といった防災、災害情報を配信する「県民安全・安心メール」の登録促進を一層強化する。

○土砂災害情報等の提供【土木】

- ・雨量・水位、土砂災害危険度情報ホームページのサーバ増設や河川水位計の増設など、情報基盤の整備を推進する。

《 産業構造 》

○企業のBCP策定支援【商観労】

- ・企業のBCP策定を促進するため、BCPの周知及び商工団体等と連携した策定支援を行う。

○コンビナート施設の耐震・津波対策【商観労】【土木】

- ・地震や津波による被害を最小化するため「大分コンビナート企業協議会」等を通じて企業間の連携を図りつつ、国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化を促進する。
- ・国・県・民間が連携し外周護岸や堤防等の強化などの地震・津波対策を着実に推進する。

○コンビナート防災本部、防災計画、訓練などの対策【生環】

- ・「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、石油コンビナート背後地区住民を含めた実践的な総合防災訓練を実施する。
- ・国の事業を活用して屋外貯蔵タンクや高圧ガス設備等の耐震化の促進を図る。

○物流拠点となる港湾施設の復旧体制整備【土木】

- ・物流の拠点となる港湾施設の迅速な復旧に必要な体制整備等を定めるため、重要港湾5港(中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港)の港湾BCPを適宜見直し、早期復旧のみならず、被災時にも最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を図る。

○工業用水道事業における地震(津波)対策の計画的実施【企業】

- ・企業局の工業用水道事業における地震対策として、主な建物・水管橋に続いて、主な構築物を中心に優先度の高いものから耐震工事を進める。

○工業用水道の給水ネットワークの再構築【企業】

- ・ 大分工業用水道(3系統5本)の隧道について、地震崩落等の災害時にも給水停止を発生させない円滑な水運用を行うため、ネットワーク施設を活用した点検・補修など適切な維持管理に取り組んで行く。

(5)交通・物流

○鉄道駅及び鉄道施設の耐震補強【企画】

- ・ 県内の主要駅(1日あたり乗降者が1万人以上)の耐震化を推進する。

○離島航路対策【企画】

- ・ 離島住民の交通手段を確保するため、航路運営のための助成を行う。

○流通在庫備蓄の整備【商観労】

- ・ 災害時における生活必需物資の不足が発生することがないように、民間事業者との物資調達・供給確保等の協力協定(災害時における生活必需物資の供給に関する協定)の締結先の更なる拡大を図り、流通在庫備蓄の整備を進める。

○広域交流を支える道路網の形成【土木】

- ・ 災害時の脆弱性が指摘される高速道路等の暫定2車線区間について、4車線化に向けた取組を推進するとともに、地域高規格道路の整備を着実に推進し、広域道路網の整備を推進する。

○トンネル補修の推進【土木】

- ・ トンネルでの重大事故や損傷等の発生リスクを抑えるため、トンネル点検を定期的に実施し、適切な時期での補修を推進する。

○道路橋梁・道路法面・道路付属物の耐震化【土木】

- ・ 県都大分市と12生活圏域の中心都市を結ぶルートや等の橋梁の耐震化を進めてきたが、今後は圏域の中心都市と旧町村部を結ぶ緊急輸送道路にある橋梁の耐震化を推進する。
- ・ 復旧や救助活動を支援する緊急輸送道路を重点化して道路法面对策、重大事故や損傷等の発生リスクを抑えるため道路付属物の適切な時期での修繕を推進する。

○無電柱化の推進【土木】

- ・ 防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化を推進する。

○道路啓開体制の確立(災害に備えた関係機関との連携)【土木】

- ・ 災害等発生後の輸送経路確保や孤立集落の解消など、迅速な道路啓開が可能となるよう大分県道路啓開計画に基づく地区別実施計画を策定し、道路管理者と関係機関等の共通認識のもと資機材の充実、情報の収集・共有、提供など必要な体制を確立する。

○道路の雪寒対策の推進【土木】

- ・ 建設業協会と連携を密に取りながら除雪作業や凍結防止剤散布などの雪害対策に取り組むとともに、道路規制情報提供サービス等を活用し、引き続き情報提供を行う。

○耐震強化岸壁の整備【土木】

- ・ 整備が遅れている耐震強化岸壁について、事業費を確保し早期整備を推進する。

○港湾 BCP の策定【土木】

- ・ 重要港湾5港(中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港)の港湾BCPを適宜見直し、早期復旧のみならず、被災時にも最低限の港湾機能(ハード・ソフト)の維持を図る。被災した港湾施設の早期復旧のための協力体制の構築等を推進する。

○生活基盤(農道)の整備促進【農水】

- ・ 農道は、農産物流通の合理化、地域間の交流、生活環境の改善など農村地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても、災害発生後の輸送経路や迂回路としての利用が可能となるため、引き続き整備を推進する。

○林道等の整備【農水】

- ・ 山間地等において、市町村、森林組合等が管理する林道等を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路となる林道整備を促進する。

○農道、農道橋等の保全対策の推進【農水】

- ・ 農道橋(延長 15m 以上)や農道トンネルの耐震点検を進め、道路網としての役割を維持させる取組を進める。

(6)農林水産

○応急用食料等物資供給体制の充実【農水】

- ・ 災害等の応急時に、食料や水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、更に連絡先リストを作成し、毎年更新しているところであるが、大規模災害時に関係団体と連絡不通となるおそれもあるため、その場合を想定した対応の検討を進める。

○安定的な農業生産を支える農業水利施設の効率的な更新整備【農水】

- ・ 農業用ダムなど農業水利施設の老朽化に加え、管理する水利組合及び土地改良区等の経営基盤の脆弱化により、適正な維持管理が困難な状況になりつつあるため、機能保全計画に基づき、計画的に施設の更新や長寿命化対策を行い、その解消を図る。

○多面的機能の維持【農水】

- ・ 中山間地域の農地は、耕作放棄地の増加が懸念されているため、多面的機能支払に取り組み、農村の協働力を最大限に活用し、農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観など多面的機能の持続的な発揮を図る。

○水を育み、災害を防ぐ森林づくり【農水】

- ・ 災害の発生が懸念される尾根や急傾斜地、河川沿いの人工林を中心に間伐や広葉樹林化など災害に強い森林づくりを推進する。
- ・ 林業適地における植栽や、鳥獣害防止施設等の整備を推進する。

○木材利用促進【農水】

- ・ 森林整備を推進するため、地域で生産される木材の積極的な利用及び土木、建築分野における CLT(直交集成板)等の木材を利用するための普及等に努める。

○漁港施設の整備【農水】

- ・ 県管理拠点漁港において耐震・耐津波性の向上に必要となる対策工事を進める。

(7)国土保全

○地籍調査【農水】

- ・ 地籍調査は、災害時の境界復元・公共事業の円滑な推進など、土地利用を行う上で行政の基盤となるものであるため、引き続き計画的に実施していく。

○土砂の崩壊・流出防止 【農水】

- ・ 山地災害危険地区について、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対
- ・ ソフト対策を組み合わせる。

○農業用ダムの耐震診断 【農水】

- ・ 農業用ダムは地震等で決壊した場合、甚大な被害が想定されるため機能保全計画に基づき、計画的に施設の維持・補修を行う。

○ため池の整備・ハザードマップ作成 【農水】

- ・ 農業用ため池について、堤体の耐震調査結果に基づく対策を実施する。
- ・ 地域住民と連携し、ため池のハザードマップ作成等ソフト施策による減災対策にも取り組み、地域防災力の強化を図る。

○海岸保全施設の整備 【農水】 【土木】

- ・ 波浪・高潮被害に対して整備を進めてきた海岸保全施設等について、大分県海岸保全基本計画に基づき、比較的発生頻度の高い津波(L1 津波)についても、施設整備の推進を図る。
- ・ 海岸保全施設において、地震発生後の施設の沈下量及び液状化の判定を行い、耐震性能の把握を行う。
- ・ 既存の堤防・護岸等の長寿命化計画の策定及び耐震性能調査に着手し、老朽化対策工事や耐震対策工事を計画的に進める。

○大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策 【土木】

- ・ 河川管理施設について、津波遡上シミュレーションや地質調査を実施し、要対策箇所の抽出や必要に応じて対策工法の検討を進める。

○河川改修やダム建設による浸水対策 【土木】

- ・ 過去に浸水被害が発生した河川の浸水被害の解消及び軽減を引き続き推進する。

○洪水ハザードマップの作成支援 【土木】

- ・ これまで関係市町村が浸水ハザードマップを作成・公表するなど浸水被害に対する取組を行ってきたが、今後も分かりやすい情報を提供し、県内の市町村や地域が一体となった洪水避難対策を推進する。

○津波・高潮ハザードマップの作成支援 【土木】

- ・ 津波・高潮ハザードマップを活用して、地域ごとに避難マップを作成し、避難訓練を実施することや津波災害警戒区域の指定について検討することなど、県内の市町村や地域が一体となった津波・高潮避難対策の推進を図る。

○内水ハザードマップの作成支援等減災対策【土木】

- ・ 社会資本整備重点計画に基づき、浸水実績のある地区などを持つ市町村について、内水ハザードマップの作成・公表に取り組む。

○土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備など土砂災害対策【土木】

- ・ 土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域の指定を加速する。
- ・ ハード対策として、土砂災害対策事業を着実に進める。

○地すべりが発生した場合の土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び緊急情報の通知【土木】

- ・ 大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

○火山に対する防災情報の高度化と適時・的確な発表【土木】

- ・ 火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ハード対策とソフト対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施する。

(1)リスクコミュニケーション(情報の共有、教育・訓練、啓発等)

地域強靱化に向けた取組は、あらゆる主体が国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を通じて、地域のリスクを正しく認知・共有した上で、官民連携して取り組む。

○総合防災訓練の実施【生環】

- ・ 住民、防災関係機関、行政の総合防災訓練を継続して実施する。

○各種ハザードマップの作成支援等【生環】【土木】

- ・ 津波、土砂災害等のハザードマップの作成・配布するとともに、住民が浸水想定や避難所の把握など、防災意識を向上するための啓発活動などの取組を進める。

○地域津波避難行動計画の策定【生環】

- ・ 自主防災組織ごとの地域津波避難行動計画に基づいて実践的な避難訓練を繰り返し行い、訓練で浮かび上がった課題等を検証し、常に計画の見直しを図る。

○自主防災組織の活動促進【生環】

- ・ 自主防災組織活性化支援センターを活用し、活動の要となる防災士のスキルアップや情報提供等を行い、自主防災組織の避難訓練等の実施率を高めていく。

○地震体験車を活用した防災意識の高揚【生環】

- ・ 地震体験車を活用し、地域の防災活動の活性化や防災教育の充実を図る。

○防災情報の提供【土木】

- ・ 避難勧告や避難指示の判断に必要となる防災情報(水位、雨量、カメラ映像)を迅速かつ的確に情報収集し県民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。
- ・ 消防団員の活動中の安全度を向上させる土砂災害情報の利活用を推進する。

○学校等における避難対策【福祉】【生環】【教育】

- ・ 学校・保育園等で行っている火災、地震、津波を想定した避難訓練に加えて、地域の特性に応じた災害に対する避難訓練にも取り組む。
- ・ 浸水や土砂災害の恐れのある要配慮者利用施設の避難対策を推進する。

○安全・安心な地域づくりサポート【土木】

- ・ 各土木事務所において、NPO・災害ボランティア等に貸し出すための資機材を整備するなど、関係団体の活動支援を継続するとともに、協働体制の充実を図る。

○大規模氾濫に関する減災対策協議会【生環】【土木】

- ・ 国、県、市町からなる「大規模氾濫に関する減災対策協議会」で、大規模水害に対し、「迅速な避難行動」、「地域経済への影響の最小化」を目指し、流域ごとの取組を推進する。

(2)地域の生活機能維持・地域の活性化

「ネットワーク・コミュニティ」の実現に資する道路整備、公共交通の確保、生活拠点の多機能化等を図る。また、若者の定住や UIJ ターンを促進するとともに地域住民の様々な活動の環境整備を推進する。

○移住(UIJ ターン)促進のための取組への支援【企画】

- ・ 移住希望者に県内の就職、就農について直接情報発信を行うことで、移住相談体制の強化を図る。

○建設業における人材確保の支援【土木】

- ・ 建設業の人材確保のため、高校生向け会社説明会を開催し、若年者の入職促進を図る。

○自主防災組織の結成促進【生環】

- ・ 目標達成していない市町村について、自主防災組織の結成の取組を促進する。

○防災士の養成【生環】

- ・ 自主防災組織ごとに最低一人の防災士の確保を目標に、市町村と連携して防災士の養成を行う。また専門研修・体験研修等により実践的なスキルアップを推進する。
- ・ 防災士の育成やネットワーク化など活動しやすい環境づくりに引き続き取り組む。
- ・ 女性防災士の確保割合の低い市町村を中心に、市町村と連携して女性防災士の養成を行う。

○避難場所、避難路等の確保【生環】

- ・ 地域津波避難行動計画に定められた避難地や避難経路について、必要に応じて手すりや街路灯の設置等を行い、安全の確保された避難場所、避難路等の確保を図る。

(3)老朽化対策

公共施設等の老朽化対策として大分県公共施設等総合管理指針に基づき適切な維持管理・更新等を行う。

○管理施設の戦略的維持管理・更新【土木】

- ・ 管理する各施設の長寿命化計画を策定し、適切な時期での維持管理を推進する。